

◇田無市・保谷市合併協議会

事務事業等の調整方針一覧

…参考資料2

◇田無市・保谷市合併協議会の

調整内容

…参考資料3

田無市・保谷市合併協議会 事務事業等の調整方針一覧

事務事業名	調整方針
基本構想に関する事	新市において策定する。
行財政改革大綱に関する事	新市に移行後、一本化を図り、継続して促進する。
広報紙等に関する事	発行日は毎月1日、15日を継続する。
市勢要覧その他広報刊行物の発行に関する事	新市移行後、早急に発行する。
行政情報の提供(FM放送・テレホンガイド)に関する事	合併後も共に広報媒体として活用する。
市民の法律相談に関する事	合併後も現行の内容を継続して実施する。
市長の資産等の公開に関する事	新市において、同一の内容で制度化を図る。
名誉市民に関する事	新市に移行後、速やかに制度化を図る。
市(功労者)表彰に関する事	新市に移行後、速やかに制度化を図る。
選挙関係事業に関する事	投票区域については、当面現行のまま継続する。ただし、極力速やかに人口分布及び地域を考慮し検討する。
地方債に関する事	現行のまま新市に引き継ぐ。
債務負担行為に関する事	現行のまま新市に引き継ぐ。
指定金融機関に関する事	両市の指定金融機関の中から両市長が協議して定める。
郵便局口座振替処理に関する事	保谷市の例により調整する。
公文書開示・公文書公開に関する事	新市において、田無市の基準で制度化を図る。
個人情報の保護に関する事	新市において、保谷市の基準で制度化を図る。
非核平和関係事業に関する事	新市に移行後、速やかに調整する。
平和の日に関する事	現行のまま、新市に継続する。
教育委員会表彰に関する事	新市に移行後、速やかに制度化を図る。
通学区域に関する事	当面、現行のままとするが、市境の地域については、弾力的運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに小・中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。
児童・生徒の就学援助等に関する事	国、都制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、準要保護関係については、田無市の例により調整する。
学校給食に関する事	小学校給食の実施方法については、当面、現行のまま継続するが、新市において、速やかに基本的な方針を定める。中学校牛乳給食については、過去の経緯等に配慮しつつ今後調整する。
児童・生徒の健康管理に関する事	合併後も現行の内容を継続して実施する。
就学時健康診断に関する事	合併後も現行の内容を継続して実施する。
生涯学習推進計画に関する事	新市において、新たに策定する。
青少年の健全育成に関する事	新市において事業全般のあり方を調整する。
集会所等に関する事	現行のまま新市へ引き継ぐ。
その他社会教育事業に関する事	当面、現行の内容を継続し、新市においてそのあり方を検討する。
文化財の保護に関する事	現行のまま新市へ引き継ぐ。
社会体育施設に関する事	運営については、当面現行のとおりとする。ただし、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団の活用を今後検討する。
体育・スポーツ及びレクリエーション事業に関する事	当面、現行のまま事業を実施する。ただし、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団の活用を今後検討する。
学校施設開放に関する事	合併後も現行の内容を継続して実施する。
公民館に関する事	公民館については、「地区館一分館」方式とし、田無地区・保谷地区に各々一つの地区館と二つの分館を置く。
図書館に関する事	図書館については、中央図書館を中央館とし、その他の館を地域館とする。

田無市・保谷市合併協議会の調整内容

専門部会名 企画総務部会 市民分科会

協議項目	地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税																																																																																																
調整の内容	<p>税則については、同一のため現行のままとする。 納期については、保谷市の例による。ただし、平成12年度については、それぞれの旧市の例による。</p>																																																																																																		
現 況																																																																																																			
田 無 市		保 谷 市																																																																																																	
(1) 納税義務者 (地方税法442の2条、田無市市税課徴収条例第64条)	(1) 納税義務者 (地方税法442の2条、保谷市市税条例第64条)																																																																																																		
軽自動車等の所有者又は使用者	左記に同じ																																																																																																		
(2) 税率 (地方税法第444条、田無市税課徴収条例第66条)	(2) 税率 (地方税法444条、保谷市市税条例第66条)																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下のもの</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下のもの</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>三輪以上で50cc以下のもの</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>1,500cc以下のもの</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>250cc以下のもの</td> </tr> <tr> <td>四輪以上</td> <td>600cc以下のもの</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>貨物用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物用</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年 額	50cc以下のもの	1,000円	90cc以下のもの	1,200円	125cc以下のもの	1,600円	三輪以上で50cc以下のもの	2,500円	農耕作業用	1,500cc以下のもの	その他のもの	4,700円	二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	三輪	250cc以下のもの	四輪以上	600cc以下のもの	乗用	5,500円	貨物用	7,200円	貨物用	4,000円	貨物用	2,400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>電気 (0.8kw以下)</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>第二種 (乙)</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>電気 (0.8kw超0.8kw以下)</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90cc超</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>第二種 (甲)</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>電気 (0.8kw超)</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>20cc超</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>電気 (0.25kw超)</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>三輪 (ミニ)</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>二輪 (側車付も含む)</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>電気 (1.0kw超)</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>四輪 (0.8kw超)</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>電気 (0.8kw超)</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>貨物用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>電気 (0.8kw超)</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>電気 (0.8kw超)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>電気 (0.8kw超)</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 (電気)</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	税 率	第一種	1,000円	50cc以下	1,000円	電気 (0.8kw以下)	1,200円	50cc超90cc以下	1,200円	第二種 (乙)	1,200円	電気 (0.8kw超0.8kw以下)	1,200円	90cc超	1,600円	第二種 (甲)	1,600円	電気 (0.8kw超)	2,500円	20cc超	2,500円	電気 (0.25kw超)	2,500円	三輪 (ミニ)	2,400円	二輪 (側車付も含む)	2,400円	三輪	3,100円	電気 (1.0kw超)	3,100円	四輪 (0.8kw超)	3,100円	営業用	5,500円	乗用	5,500円	電気 (0.8kw超)	5,500円	貨物用	7,200円	電気 (0.8kw超)	7,200円	営業用	7,200円	乗用	3,000円	電気 (0.8kw超)	3,000円	貨物用	4,000円	電気 (0.8kw超)	4,000円	農耕作業用	4,000円	電気	1,600円	その他	1,600円	電気	4,700円	その他	4,700円	電気	4,000円	二輪の小型自動車 (電気)	4,000円		
区分	年 額																																																																																																		
50cc以下のもの	1,000円																																																																																																		
90cc以下のもの	1,200円																																																																																																		
125cc以下のもの	1,600円																																																																																																		
三輪以上で50cc以下のもの	2,500円																																																																																																		
農耕作業用	1,500cc以下のもの																																																																																																		
その他のもの	4,700円																																																																																																		
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの																																																																																																		
三輪	250cc以下のもの																																																																																																		
四輪以上	600cc以下のもの																																																																																																		
乗用	5,500円																																																																																																		
貨物用	7,200円																																																																																																		
貨物用	4,000円																																																																																																		
貨物用	2,400円																																																																																																		
種 別	税 率																																																																																																		
第一種	1,000円																																																																																																		
50cc以下	1,000円																																																																																																		
電気 (0.8kw以下)	1,200円																																																																																																		
50cc超90cc以下	1,200円																																																																																																		
第二種 (乙)	1,200円																																																																																																		
電気 (0.8kw超0.8kw以下)	1,200円																																																																																																		
90cc超	1,600円																																																																																																		
第二種 (甲)	1,600円																																																																																																		
電気 (0.8kw超)	2,500円																																																																																																		
20cc超	2,500円																																																																																																		
電気 (0.25kw超)	2,500円																																																																																																		
三輪 (ミニ)	2,400円																																																																																																		
二輪 (側車付も含む)	2,400円																																																																																																		
三輪	3,100円																																																																																																		
電気 (1.0kw超)	3,100円																																																																																																		
四輪 (0.8kw超)	3,100円																																																																																																		
営業用	5,500円																																																																																																		
乗用	5,500円																																																																																																		
電気 (0.8kw超)	5,500円																																																																																																		
貨物用	7,200円																																																																																																		
電気 (0.8kw超)	7,200円																																																																																																		
営業用	7,200円																																																																																																		
乗用	3,000円																																																																																																		
電気 (0.8kw超)	3,000円																																																																																																		
貨物用	4,000円																																																																																																		
電気 (0.8kw超)	4,000円																																																																																																		
農耕作業用	4,000円																																																																																																		
電気	1,600円																																																																																																		
その他	1,600円																																																																																																		
電気	4,700円																																																																																																		
その他	4,700円																																																																																																		
電気	4,000円																																																																																																		
二輪の小型自動車 (電気)	4,000円																																																																																																		
(3) 納期 (地方税法445条、田無市税課徴収条例第67条)	(3) 納期 (地方税法445条、保谷市市税条例第67条)																																																																																																		
5月1日～5月31日	5月11日～5月31日																																																																																																		
調整の具体的な内容																																																																																																			
<p>税則については、同一のため現行のままとする。 納期については、保谷市の例による。ただし、平成12年度については、それぞれの旧市の例による。</p>																																																																																																			